

令和元年度 人吉球磨ブランド商品開発支援事業助成金交付要項

(趣旨)

第1条 この要項は、観光客や消費者から選好される競争力を持った魅力ある観光地域づくりを推進するため、人吉球磨ブランド「人吉・球磨 風水・祈りの浄化町」を構成する食・お土産・アクティビティ・宿に係る民間事業者による商品開発に対し、人吉球磨観光地域づくり協議会（以下「観地協」という。）が予算の範囲内で人吉球磨ブランド商品開発支援事業助成金（以下「助成金」という。）を交付することに關し必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 助成金の交付対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、人吉球磨地域に活動拠点を有する法人、団体及び個人事業主とする。ただし、団体にあっては、規約等を有し、代表者が明らかであって、団体としての意思決定により事業を実施することができるものとする。

(助成対象事業)

第3条 助成金の交付対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、人吉球磨ブランド「人吉・球磨 風水・祈りの浄化町」を構成するスイーツに係る商品開発を行う事業であって、次の各号に掲げる要件のすべてに該当するものとする。

- (1) 民間事業者が企画し、実践する事業であること。
- (2) 事業に新規性あるいは発展性が認められること。
- (3) 事業の内容（事業者名、事業テーマ、事業概要等）の公表が可能であること。
- (4) 事業が令和元年12月31日までに完了すること。
- (5) 宗教、政治活動が含まれる事業や公共の福祉に反する事業ではないこと。

(助成対象経費、助成金の額、交付回数)

第4条 助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、助成対象事業に要する経費のうち、消耗品費、原材料費、委託料、通信運搬費、使用料、指導者等謝金旅費とする。

- 2 助成金は、予算の範囲内において交付するものとし、その額は5万円とする。ただし、助成対象経費の総額が助成金の額に満たない場合は、その額とし、1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。
- 3 同一の助成事業者に対する助成金の交付は、一回計年度につき1回限りとする。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする助成対象者は、助成金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、別に定める日までに観地協マーケティング戦略チーム（以下「戦略チーム」という。）に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 事業経費算出内訳書（様式第3号）
- (3) その他戦略チームが必要と認める書類

(助成金の交付決定)

第6条 戦略チームは、前条に規定する助成金交付申請書が提出されたときは、その

内容を審査し、助成金を交付することが適當であると認めた場合は、助成金の交付を決定し、助成金交付決定通知書（様式第4号）により助成対象者に通知するものとする。

2 戰略チームは、前項の規定により助成金の交付を決定する場合において、必要と認めるときは、当該助成金の交付決定を受けた助成対象者（以下「助成金交付対象者」という。）に対し条件を付すことができる。

（助成金の実績報告及び額の確定）

第7条 助成金交付対象者は、助成対象事業が完了したときは、当該事業が完了した日から30日以内に助成金実績報告書（様式第5号）に次の各号に掲げる書類を添えて戦略チームに提出しなければならない。

- (1) 事業実施結果報告書（様式第6号）
- (2) 事業経費支出内訳書（様式第7号）
- (3) 支払いを証する書類の写し
- (4) 事業実施に係る写真等
- (5) その他戦略チームが必要と認める書類

2 戰略チームは、前項に規定する助成金実績報告書が提出されたときは、内容を審査し、その助成対象事業に係る実施結果が適正であると認めた場合は、助成金の額を確定し、助成金交付確定通知書（様式第8号）により助成金交付対象者に通知するものとする。

（助成金の取消し及び返還）

第8条 戰略チームは、助成金交付対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しに係る部分について、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付決定を受けたとき
- (2) 事業計画の内容と実際の活動の内容が著しく異なるとき
- (3) 第6条第2項の規定により付した条件に違反したとき
- (4) 助成対象事業の全部又は一部が実施されなかったとき

2 戰略チームは、前項の規定により助成金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、助成金交付決定取消通知書（様式第9号）により助成金交付対象者に通知するものとする。

（助成金の支払い）

第9条 助成金交付対象者は、助成金の支払いを受けようとするときは、助成金交付（概算払い）請求書（様式第10号）を戦略チームに提出しなければならない。

（委任）

第10条 この要項に定めるもののほか必要な事項は、戦略チームが別に定める。

附 則

この要項は、令和元年7月22日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

人吉球磨ブランド商品開発支援事業 助成金交付申請書

令和 年 月 日

人吉球磨観光地域づくり協議会
会長 松岡隼人様

申請者 所在地：
名 称：
代表者名：印

観光客や消費者から選好される競争力を持った魅力ある観光地域づくりに取り組みたいので、助成金交付要項第5条の規定により次のとおり申請します。

1 事業名 事業

2 助成対象経費 金 円

3 助成金交付申請額 金 円

4 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 事業経費算出内訳書
- (3)

様式第2号（第5条関係）

人吉球磨ブランド商品開発支援事業 事業計画書

1 事業実施主体

名 称	
代表者名	
所在 地	
構 成 員	※助成対象者が構成員2者以上の団体の場合は、構成員名簿及び規約等を添付してください。
担当者連絡先	住 所： 氏 名： 電 話： FAX： E-mail：

2 事業計画

事業テーマ	
事業目的	
実施内容	※事業の成果物を具体的に記載してください。 ※事業の新規性あるいは発展性について記載してください。
実施計画	※事業実施のスケジュールを記載してください。
事業経費総額	

様式第3号（第5条関係）

人吉球磨ブランド商品開発支援事業 事業経費算出内訳書

(単位：円)

区分	科目	金額	説明
助成対象経費			
	① 小計 A		
助成対象外経費			
	② 小計 B		
③ 合計 A+B			